

Title	『万の文反古』巻二の一「縁付まへの娘自慢」考： 今程、世間に見せかけのはやる事はなし」をめぐって
Author(s)	岡部, 祐佳
Citation	語文. 2018, 111, p. 22-34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77189
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『万の文反古』巻二の一「縁付まへの娘自慢」考

——「今程、世間に見せかけのはやる事はなし」をめぐる——

岡 部 祐 佳

はじめに

『万の文反古』⁽¹⁾は、元禄九(一六九六)年に刊行された西鶴の第四遺稿集である。本作は、十七章の独立した書簡形式の短編から成る書簡体小説であり、冒頭に自序、各章段末尾に書簡とは区別された評文が付されている。

本作の研究史では、二つの異なる草稿の存在を指摘した谷脇理史氏の「A B系列論」⁽²⁾がながらく議論の中心に置かれ、それぞれの系列の書誌的特徴および成立過程について、先学による調査・考察⁽³⁾が重ねられてきた。しかしこのような風潮は同時に、以下のような問題提起を醸成することとなる。

全十七章それぞれの話に対して、はたしてどれほど統一の見解をもたらすべく意見交換が行われたであろうか。この問題も、書誌上の問題ほど突っ込んで論議されたようには見受けられない。そう考えてみると、実にあたり前のことを言うよ

うだが、今はまずもつと読みを問題にしなければならぬ状況なのではなからうかと思えてくるのである⁽⁴⁾。

明らかな書誌的相違が存する以上、本作に二つの草稿があったらしいことに異論はない。また、その相違や系列ごとの統一性についても、当然考察されるべきことであると思う。しかし、その各系列ごとの特徴を考えるにあたりまず必要なのは、十七章それぞれの章段に対する個別の詳細な読解と、それについての議論ではなからうか。そして、その個別の読解はまず、A B系列という枠組から解放されたところにあるべきであろう。

とはいえ、十七章の章段それぞれを野放図に読んでしまつては、論の統一性を欠く。考察のよすがとして、A B二つの系列に共通する、つまり、『万の文反古』全体に通底する、なんらかの統一的观点を設ける必要がある。そこで稿者が着目したいのが、本作の持つ構造的特徴、特に書簡の書き手の位置と評文の語り手の位置である。これについて、有働裕氏は以下のように述べる。

『万の文反古』の序文でも、作者自身とも思われる人物がさまざまな書簡を手にするまでのいきさつが記されており、書簡そのものが作者から切り離された存在であることが認識されている。(中略)自分とは何のかかわりもない人々の書いた書簡を、何の予備知識もなく読み進めていく―作者はこのような立場で作品を書き、同時に読者も同様の立場から読み進めていくことになる。(6)

有働氏によれば、『万の文反古』の書簡の書き手は、作者自身および読者、評文の語り手とは切り離された存在であり、「書き手自身が物語の一登場人物にすぎない」という。この指摘は、『万の文反古』をその構造に着目して読解する際、有益なものであると考えられる。本稿は、このような書簡の書き手を一登場人物として相対化するという視点から、巻二の一「縁付まへの娘自慢」を読み直すことで、本章段の新たな解釈の可能性を提案するものである。

一 梗概と従来の解釈

本稿で取り上げる「縁付まへの娘自慢」は、姪・おはつの結婚の知らせと、その嫁入り道具の購入を依頼する書簡に対しての返信である。往信はなく、この返信のみが収録されている。差出人は京の兵庫屋平九郎、受取人はおはつの父にあたる大坂の兵庫屋平右衛門なる人物となっている。書簡の概要を以下に記す。

まず、金持ちとの縁組の危険性を意見し、依頼された嫁入り道具の贅沢さや、おはつの育て方について苦言を呈す。さらに、そ

もそもおはつが「さのみ生れ付よいともいはれず、然も片足ふそくあつてよほど目に立申候」という風貌にもかかわらず、敷銀無しでの婚姻を持ちかけてくる婚家に対する不信任感を主張する。そして最後に、平右衛門の家には金銀こそないものの、七十貫目あまりの価値になる三ヶ所の家屋敷があるため、それを当てにして請取事の請人にする企みがあるのではないかという推測をも述べた。

本章段については、概ね固定的な解釈が通用してきたように思われる。例えば広嶋進氏は以下のように述べている。

(前略)受信者「兵庫屋平右衛門」の妻の寛闊ぶり、娘の甘やかしぶり、夫妻の教育方針等を批判し、嫁入り先〔問屋〕の家計の内情を推測し、今回の婚姻が財産目当てであること⁽⁷⁾を指摘する。(中略)おはつの結婚の暗い将来を暗示して、手紙は終わる。

また、杉本好伸氏は次のように述べる。

(前略)平九郎の方に、読者をも説得させる物の道理があると⁽⁸⁾言えよう。(中略)冷静に見て、平右衛門はやはり町人として欠けるところのある人物として、この章に登場していると言えよう。

以上のように、これまで本章段は、婚家の企みに引つかかってしまった平右衛門の町人としての資質のなさが、平九郎の的確な指摘によって露見する話、として読まれてきたのである。しかしこうした解釈は、この書簡の内容が一登場人物である平九郎の認

識によって制約を受けているという、作品の構造上の問題を十分考慮しているとは言いがたい。平九郎の語りを相対化することで、企みを持つ婚家とそれに欺される平右衛門、と理解されてきた本章段の縁組をめぐる人間関係について、改めて考察し直す必要が生じるはずである。

二 婚家の情報と平九郎の推測の根拠

はじめに、平九郎が持ち得るおはつ婚家に関する情報と、彼の推測の根拠を確認しておきたい。

(前略)おはつ縁付相極り、目出度存候。①殊に先様手前者珍重に候。さりながら、問屋は大方身代落着かぬものに候。この上ながらよく御聞きあはせなされ、つかはさるべく候。②家蔵の白壁、絹布の不斷着、世間をもつばらにして振舞好き、造り庭・鞠・楊弓・連俳、芸能に名をとる人、世の間はよくて内証あしき物に候。

傍線部①から、婚家が「手前者」の「問屋」であるらしいということが、そして傍線部②からは、婚家の暮らしぶりが「世の間」のよいものであるらしいということが分かる。

また、書簡の後半部分にあたる次の引用箇所傍線部③および④では、敷銀不要という事情が明らかにされる。

私の思案に落着申さず候は、③先様より敷銀かつて望みなく、万事拵へきれいと申候を合点まゐらす候。(中略)④敷銀なしに、親仁の心入れたのもしきを、親類なるを満足と申す

は、いよ同心に存せず候。

この書簡が返信であることや、平九郎が直接婚家と知り合いである可能性が低いことなどから、傍線部の情報は、平右衛門からの往信に記載されていたものと考えるのが妥当である。つまり書簡内の記述は、平九郎が平右衛門からの又聞きで知り得た情報(引用傍線部)と、平九郎自身の考え(引用波線部)とが入り混じったものということになる。この中から純粹な情報(引用傍線部)のみを拾ってゆくと、この縁組は平右衛門家にとって好条件のものであるといえよう。

しかし、平九郎は不信任を募らせる。その理由はおそらく、この縁組の条件が、平九郎自身が把握している平右衛門家の実情とは釣り合わないからであろう。平九郎が知っている平右衛門家の実態について、書簡からは次のようなことが読み取れる。

とかく聲は不足におもふ程なるが、勝手によく候。その子細は、年中付届、(中略)外聞ばかりに物入り、このごとの取りやりは千貫目より上越し、慥かなる身代の人をする事を、一拍子違へば手扣いて仕舞ふ、わづか五十貫目・七十貫目の小商人の、我をしらぬ奢とぞんじ候。

婚家の情報については又聞きするしかない平九郎でも、実の兄弟の状況であれば、直接にしかも正確なことが把握できるはずである。先ほどの引用部分に、書簡後半部の「三ヶ所の家屋敷、只今では七十貫目余が物なれば」という情報を加えれば、平右衛門は五十〜七十貫目ほどの身代の家持ち商人ということになる。客

観的に見て決して貧しくはないが、西鶴作品で長者や分限などと称されるほどの大金持ちでもない。そのような身代の家が、「手前者」の「間屋」と、しかも敷銀なしという好条件で縁組ができるわけがない。平九郎の抱く不信感の根源は、おそらくここにあり。

当時、身代が不釣り合いな縁組もないわけではない。しかしそれは書簡内で平九郎が、「女は形に寄りて、物好きに男の方より拵へしてよぶも御座候へど」と断りを入れてるように、主に女性の容姿に左右されるところの大きいものであったらしい。平九郎にとつておはつは、「わたくし姪ながら、さのみ生れ付よいともいはず、然も片足ふそくあつてよほど目に立申候」という娘であり、その条件を満たすとは到底思えなかつただろう。となれば平九郎としては、この不釣り合いな縁組の裏には、何かしらの特殊な事情があると考えるほかない。そこで彼なりの推測を述べるに到るのである。

しかし、平九郎の推測はあくまで、平右衛門家の実態を知る身内だからこそ可能となるものである。逆に言えば、平右衛門家の実態を知らなければこの推測は成り立たない。では一体どれほどの人間がそれを知っていたのだろうか。身内以外の人々、そして婚家の側は、果たして平右衛門家の内証について、平九郎と同様の認識を持っていたのだろうか。もし平九郎とその他の人間との間で、平右衛門家に対する認識に齟齬があるとすれば、平九郎にとつては不自然でしかないこの縁組にも、何らかの妥当性が認められるのではなからうか。従来のように、平九郎の推測をそのま

ま事実として鵜呑みにするのではなく、書簡からうかがえるその他の要素を検討した上で、その推測が妥当かどうかについて考えを及ぼす必要がある。

三 「縁付まへの娘自慢」の効果

当時、「家」を裕福に見せることは、信用に直結⁽⁹⁾しており、婚姻は、「家」どうしの結びつきを強めること⁽¹⁰⁾であった。となれば必然的に、自らの家を富裕にみせることで商業上の信用を獲得しつつ、富裕な家と姻戚関係を結びその信用を確固たるものにする⁽¹¹⁾と目論む者が出て不思議ではない。

婚家は、「家蔵の白壁、絹布の不断着、世間をもつばらにして振舞好き、造り庭・鞠・楊弓・連俳、芸能に名をとる人」であり、「世の聞」がよい暮らしぶりだとされる。これをうけて平右衛門は、婚家を「手前者」と判断して縁組を調べ、平九郎にもその情報を伝えたのであろう。しかし考えてみれば平右衛門の側も、

(前略) 四人揃へ紋付ひとへ物きせて、外はつねにて内を金砂子に草花書きし駕籠に、時々⁽¹²⁾の仕出し衣装ひけらかし、天王寺の桜・住吉の汐干・高津の涼み、舍利寺参り・毎日の芝居見(後略)

と、かなり派手な「娘自慢」を行っていた。さらに七十貫目あまりの価値がある家持ちとなれば、実際の内証はどうであれ、端から見る限りでは、かなり裕福な商家と思われていた可能性が高い。

『枕久一世の物語』(貞享二(一六八五)年)下巻の一の、

子に太鼓を打習はせ、娘に惣鹿子を着せ、鞆・楊弓に目を暮らし、大やうに見掛ばかり、さりとはおそろし。同じ丁銀を天秤響き渡る程、日には百度もかけ、広庭には延米を借りて積重ね、まだ堪忍のなる面、向の屋根を葺代へ、寺では四十八夜を申して名に触れ、神前には人の目に立つ石灯笼奇進して、所、家名を高うなして儘に思はせ、手形借りの金銀取込む事なり。

という記述からは、当時の商人たちの間で、外聞やみてくれが大きな意味を持つていたことがうかがえる。殊に婚姻に関しては、「娘の親は、相応よりよろしき智をのぞみ、むすこの親は、我より棟のたかき縁者を好み」(「好色一代女」(貞享三(一六八六)年)巻四の一)という風潮も手伝つて、外聞や見栄というものがより重視されていた。このような事情に鑑みれば、平右衛門が「世の聞」が良い暮らしぶりを根拠として、婚家の内証を「手前者」と判断したように、婚家の側もまた、平右衛門家をかなり裕福な家持ち商人だと思ひ込んでいた可能性は否定できない。

また、「造り庭・鞆・楊弓・連俳、芸能に名をとる」という婚家の生活ぶりを考えれば、おはつが「琴・小舞・踊までをならは」されていたことも注目すべきであろう。

当時このような芸事が女性の魅力の一つとして考えられていたということは、父親が娘を可愛がるあまり、「上つかたの御息女の、御慰になさる、花車事の共に、師匠を取つてならはせ」たところ、その娘が奉納した絵馬を見て、「いよく恋恋ぶもの」が多

く出たという、『浮世親仁形氣』(享保五(一七二〇)年)巻四の二の例などから容易に推量される。この娘は和歌の他に琴や三味線なども習わされており、おはつのお事も同じような意味合いを持ったであろう。しかし平九郎は、このような芸事を「わけもなき事」と一刀両断する。もちろん、平九郎のこうした考え方は、西鶴作品のみならず教訓書等にも散見されるものであるが、当時の商人社会における遊芸の実情は、それほど簡単に片付けられるものではなかった。

例えば、『都鄙問答』(元文四(一七四〇)年)巻二「或人親へ仕之事ヲ問之段」に、我が儘な一人息子の言い分として次のようなことが書かれている。

曰。家業ノコトハ、イマダ心懸モナク候。子細ハ只今ニテハ朋友ノ交多ク、誦、鼓、茶湯ナドモ心懸ナクテハ、交リアシク候ユヘ、右ノ稽古ゴトニ取紛レ、家業ノ儀ハ、サシテ心ガケモコレナク候。コレハ手代ドモノ役目ナレバ、致サズトモ相勤リ候。

人付き合いのための遊芸の稽古に忙しいので、家業は手代に任せればよいというこの主張は、直後に「汝今安樂ニ暮スハ、家業ノ影ニアラズヤ。職分ヲ知ラザルモノハ、禽獸ニモ劣リ」と批判されておられ、当時の商人としてもちろん褒められた姿勢ではない。しかし、『日本永代蔵』巻一の三の

惣じて大坂の手前よろしき人、代々つづきしにはあらず。大方は吉蔵・三助がなりあがり、銀持になり、その時をえて、

詩歌、鞆、楊弓、琴、笛、鼓、香会、茶の湯も、おのづからに覚えてよき人付合ひ、むかしの片言もうさりぬ。

という記述と合わせてみると、当時それなりの商家では、遊芸による交際が盛んに行われていたことがうかがわれる。このような商人と遊芸との関係性は、例えば『商人平生記』(元文三(一七三九)年)第廿一「諸芸嗜む心得の事」の、

一 諸芸を習ふ事は銘々身上分限の相應により習ひ知るべし。然ども何芸によらず一道にふかく泥むべからず。つよく執着すれば家業に怠り金銀もおほく費る物なり。

という記述からも推し量られよう。当時の商人たちにとって遊芸とは、耽溺すれば家を傾けかねない危険性を孕む一方、付き合いとは、もはや完全に切り捨てることもできない性質のものであった。遊芸の持つ社会的機能が認められていたからこそ、娘を持つ親は「身代の外、躰の生れ付、諸芸ありて人の目立つ程なるを聞き合せ」(『日本永代蔵』巻一の五)る必要があったのではなからうか。このような商人社会における文化的交流は、当然その妻をも巻き込むことになる。当時の女訓書にもこの風潮は反映されており、をんなはよそへゆくことまれなれどもときにより一もんのよりあひにけいをつくしさまくあそび侍るおりふし。むのうなればかほもちよろしからず。(中略)わかきときいたつらに目をくりたまふべからずなぐさみにことよせてさまくのことわざをかんとならひたまふべし(『おんなかがみ』慶安三(一六五〇)年、上巻「八 ことをひきびわをたんじ給ふ事」)

と、女性であっても全くの無芸であることは恥であり、それなりの芸事は身につけておくべきであるとされている。まして、「芸能に名をとる」ような「問屋」の妻となれば、それに見合うだけの教養を持った女性を求めたとしても不思議はない。この点において、おはつの「琴・小舞・踊」のスキルは、まさに打って付けであったといえよう。

以上、平九郎によつて批判されているおはつの育てられ方について、改めて検討を加えてきた。その結果、おはつの派手な外出ぶりは、平右衛門家の富を喧伝し、よりよい縁組先を求めようとするためのものであり、おはつの遊芸の嗜みは、商人社会における社交のために必要な教養であったと理解できることがわかった。また、教養ある娘の存在そのものが、平右衛門家の豊かさを象徴するもの一つであったということもできるだろう。

おはつの外出の様子や遊芸の嗜みは、端から見れば裕福な商家のお嬢様のそれに他ならなかった。となれば、平右衛門が婚家を「手前者」だと思つているのと同様に、婚家の側もまた、平右衛門家を裕福な商家であると思つていたとしても、なんら不思議ではない。平九郎の推測する「請人に立申す心ざし」という可能性を考えるにしても、請人としての利用価値が高いのは、より裕福で信用のある商人であったはずである。このように考えるならば、この縁組は平右衛門が一方的に欺された末に結ばれたものとは言い難い。むしろ、婚姻両家がお互いに、相手側を裕福な商家と認識していたからこそ、結ばれたものであったという可能性が浮上

してくるのである。

四 「万事拵へきれい」の意味

しかし、依然として不可解なことがある。それは、平九郎がおそらく最も不審に思っているであろう、「數銀かつて望みなく」という婚家の態度である。その謎を明らかにする手がかりとなるのが、婚家の「万事拵へきれい」という発言である。婚家は數銀を望まず「万事拵へきれい」、つまり、すべての嫁入り準備を華やかに、と言ってきた。このことは今回の縁組において、どのような意味をもつのであろうか。

当時の商人社会では、嫁入り道具の華やかさが家の格式と経済力の喧伝となり、商業上の信用や商売のための資金の獲得に繋がっていた。このような世相を鋭く指摘してみせたのが、『世間胸算用』（元禄五（一六九二）年）巻二の一「銀一匁の講中」である。「銀一匁の講中」では、ある銀貸しが、まづ分限と見たる所は、去々年の霜月に娘を塙へ縁組せしに、諸道具今宮から長町の藤の丸のかうやく屋の門までつづきし跡から、十貫目入五つ、青竹にて拵への大男にさし荷はせ、そのまま御祓ひの渡ることし。外にもあまたの男子あれば、余慶なくて娘に五十貫目は付けまいと思ひまして、いやといふものを無理に、この三月過ぎに二十貫目預けました²⁰⁾

と、嫁入り行列の華やかさを根拠に、北浜のある商人の内証を分

析したものの、実はそれが「両方の外聞 見せかけばかりに内談」したものに過ぎなかったという実態が暴かれている。また当時、女性の道具類は女性側の財産とされており、閨所や分散などの際には財産整理の対象外とされていた。「世間胸算用」巻一の一「問屋の寛闊女」の次の記述は、そのような風潮を如実に示しているといえよう。

明日分散にあうても、女の諸道具は遁るるによつて、打ちつぶして又取りつき、世帯の物種にするかと思はれける。

以上のような嫁入り道具の持つ役割を考えたととき、「万事拵へきれい」という言葉は大きな意味を持つてくる。「世の風儀」としては、髻の側が「嫁の數銀を望み、商の手だてにする」（『日本永代蔵』巻一の五）ことが多かったようであるが、嫁入り道具を立派にすることで、髻側が得られる利点も少なくはないのである。

まず、華美な道具類を嫁入り行列で見せびらかすことで、裕福な家の娘を嫁に迎えたということを家の外部に示すことができる。これは裕福な家との縁ができたという意味で、商業上の信用を高めることに繋がる。そして周囲からの信用が高まれば、商いの元金を借り入れることも容易くなるであろう。殊に婚家は「手前者」と評判されるような「問屋」である。職業上、信用の大切さや、「惣じて商人の、銀借所こしらへるを第一にいたし候。中々すこしの手銀にては、はかのゆく事にはあらず候」（『万の文反古』巻五の二）という、資本とそれを提供する金親の重要性は、もはや常識に近いものであったはずである。嫁入り道具に力を入れ

させることで、婚家の側は自らの懐を特に傷めることなく、豪華な道具類と家の信用、借入金を得られることになる。また、女性の道具類が分散の対象外であることを考えれば、万が一経済状況が悪化しても、それ以降の生活の糧が確保できるという利点もある。

むしろ、道具類は女性側の財産という認識であったため、離縁の際には女性側に返却されるべきものであるが、これは敷銀についても同様の扱いであった。⁽²¹⁾ 万が一妻に先立たれた場合でも、女の子がいれば、道具類はその子に相続され智の家に残る。もし男の子がいる場合は、敷銀のみ手元に残り、道具類は女の実家に返却する義務が生じるが、敷銀を受け取っている場合、それまでの間に商売のために使ってしまったていることが多い。別に元手金が調達できるのであれば、敷銀を貰う場合と今回の条件とでは、結果的にさほど変わりはなくなるであろう。

以上、婚家側の事情について縷々考察してきたが、この条件は平右衛門家にとっても決して不利なものではない。まず、敷銀を用意しなくてよいということは、女性側にとってももちろん好条件である。嫁入り道具のための出費は必要だが、万が一婚家の経済状況が悪化した場合に、かわいい娘の窮地を救う保険として機能するのであれば、敷銀よりも道具類に資金を投入したいと思うのが親心であろう。また、嫁入り行列を使った経済力の喧伝による信用拡大という利益は、実際に道具類を用意する平右衛門家にも当然もたらされるはずである。さらに、娘に上等な道具類を持た

せて実家の経済力を示しておけば、たとえ敷銀なしで「片足ふそく」のおはつであつても、婚家で肩身の狭い思いをすることもない。このように考えてみると、「けつかう過」る嫁入り道具とはいえ、ただの無意味な浪費と断じてしまうのは早計である。

本章段の縁組は、敷銀不要という点にはかり注目されていたために、一見不自然なものと見なされてきた。しかし、「娘自慢」という要素と「万事拵へきれい」という一言に着目すると、この縁組は実は双方の利害が噛み合ったものだったといえるのではなからうか。そしてその様相は、まさに当時の商人社会における婚姻のリアルな姿であつたともいえよう。⁽²⁴⁾ 次節以降では、これまでの読解をふまえ、評文および章題、目録小見出しについて考察していく。

五 評文の解釈について

本稿「はじめに」でも言及したように、『万の文反古』各章段末尾には、第三者的な視点から書簡に言及する評文が付されており、しばしば読解の重要な要素として取り上げられてきた。そしてそれは本章段においても例外ではない。なお紙幅の都合上、『万の文反古』という作品全体の構造の中で評文が果たす機能について、ここでは以下の三点を確認しておくにとどめたい。まず一点目、評文の語り手が書簡の書き手や作者とは切り離された存在であるということ。二点目に、その語り手は、全く知らない他人の書簡を拾い読むという点において、読者と同じ立場に立つ存在である

ということ。そして三点目に、評文の存在が、書簡の内容を客観視することを読者に促すための、一つの要素となつていているということである。⁽²⁵⁾

さて、本章段の評文は以下の通りである。

この文の子細を考見るに、京へ縁組の買物を申遣はしける、この娘がためには伯父かたへと見えたり。この者の申すごとく、一代に一度の大事、念を入れて後、約束申すべき事ぞかし。今程、世間に見せかけのはやる事はなし。面むき・内証の、十露盤入れてからは、大方三五の十八。

これについての従来の見解は、以下の谷脇氏の解釈で概ね説明することができよう。

(前略) 評文は、完全に筆者(岡部注・平九郎)の主張を容認・補強する立場に立つて書かれている。やはり筆者の危惧は当たることになるであろう、「縁付まへの娘自慢」の愚かな第一家は手ひどい目にあうことになるのだらう、読者が手紙を読んで想像していた事態を、この評文によって作者は裏付けようとしていると見られるのである。⁽²⁶⁾

谷脇氏の述べるように、評文の「念を入れて後、約束申すべき」という見解は、「今程、世間に見せかけのはやる事はなし」という評文の語り手自身の時代認識から導き出されたものであり、縁組に対して慎重であるよう求める平九郎の考えとも共通する。従来、この「見せかけのはやる」世間の様相を反映しているのは婚家とされ、平右衛門はその「見せかけ」に欺されてしまった、「町人と

して欠けるところのある人物」であるとされてきた。しかし本稿のこれまでの考察から、両家の利害が一致しているからこそ、この縁組みが結ばれたという可能性が浮かび上がってきた。この章段に描き込まれた「見せかけ」を、婚家から平右衛門へという、一方通行の図式で捉えてしまうのは、単純すぎるのではなからうか。また、平右衛門の身内である平九郎が、書簡の書き手として設定されていることにも注意を払うべきである。平九郎の持つ情報に基づく限り、婚家の内証はあくまで推測に過ぎないものにしかなりえない。平九郎が正確にできることができるのは、身内である平右衛門家の内証である。つまり、この書簡で暴き出されていたのは、派手な娘自慢や豪勢な嫁入り道具の注文を行つているにもかかわらず、実は「五十貫目・七十貫目の小商人」にすぎないという、まさに「三五の十八」とでも言うべき、平右衛門家の実態のほうだったとはいえないか。「見せかけのはやる」世の中では、この平右衛門みたいなやつらもいるのだから、気をつけなくてはならない―評文末尾はむしろ、このように解釈されるべきではなからうか。

本章段に描かれる縁組は、あらゆる思惑と「見せかけ」が絡みあう当時の商人社会において、「一代に一度の大事」であった婚姻の様相を、端的に表しているといえよう。「面むき・内証の、十露盤入れてからは、大方三五の十八」とは、この書簡に対するコメントであると同時に、「今」、つまり当時の現実世界へと投げかけられた鋭い眼差しでもあった。そして、この書簡内の物語と現

実とのオーバーラップは、評文の存在によってより鮮明なものとなっていると考えられる。評文が、書簡の語りとは異なる、第三者的な視点から世間に言及することで、書簡の内容は、作品という虚構の世界を越えた、より身近で現実的な事柄として、読者に感得されることとなるのである。

六 章題および目録小見出しについて

ところで、本章段の章題と目録小見出しは以下の通りである。

① 縁付まへの娘自慢

この文に母親のおこり乗物
手もうごかせぬ奉公雛

従来「手もうごかせぬ奉公雛」については、「商売が行きづまっ
てどうにもならなくなるのは、奉公雛の手が動かぬのと同様手の
打ちうようがない」（『新日本古典文学大系』校注・谷脇理史氏）、
「商売にさしまつてどうにもならなくなる。奉公雛の人の形の手
が動かないことにかけて」（『新編日本古典文学全集』校注・神保
五彌氏）という解釈が通行してきた。しかし、本稿で述べてきた
とおり、平九郎が指摘する婚家の企みは、彼が婚家について十分
な情報を持ち得る立場にないという一点において、あくまで推測
の域を出ないものとならざるをえない。だとするならば、「手もう
ごかせぬ奉公雛」に、平九郎の推測でしかないおはつの未来の窮
状を重ね合わせることは、深読みでしかなくなるだろう。では、他
にどのような解釈が考えられるだろうか。

花嫁であるおはつと、奉公雛を重ね合わせることでそれ自体に異
論はない。問題は、「手もうごかせぬ」の解釈である。ここで思い
起こしたいのが、書簡内で言及されていたおはつの様子である。
おはつは、「何の町人の入らざる琴・小舞・踊までをならは」さ
れており、「真綿つませ、糸屑なりともひねらせ置」くといった町
人の娘に「似合ひたる手業」を修得していないことが分かる。つ
まりおはつは、遊芸ばかりを身に付け、町人らしい労働を知らな
い。奉公雛と重ね合わされる存在でありながら、手もうごかせぬ
（町人らしい労働ができない）娘なのである。「手もうごかせぬ奉
公雛」とは、平九郎の推測に過ぎないおはつの暗い未来の暗示な
どではなく、甘やかされて育った箱入り娘おはつ、現状の比喩
なのではなからうか。そのように解釈すると、直前の「この文に
母親のおこり乗物」との繋がりがわかりやすい。「縁付まへの娘
自慢」という章題のもと、この章段には母親の奢りや箱入り娘の
贅沢が描かれているのだろうということが、この目録小見出しか
らまず読み取ることができる。

ところが、この書簡を通して提示されるのは、「縁付まへの娘
自慢」それ自体ではなく、それを通して結ばれた縁組の様相と、平
右衛門家の内証の実態であった。つまり、章題および目録小見出
しを見たときに抱く予測は、見事に裏切られることになるのであ
る。章題・目録小見出しと本文内容との間に発生するこの落差・
意外性は、「面むき・内証の、十露盤入れてからは、大方三五の
十八」、つまり、表向きと中身とは異なっていることが多い、とい

う評文の、アナロジーと捉えることができるのではなからうか。

おわりに

本稿では、評文の「今程^{いまほど}、世間に見せかけのはやる事はなし」の「見せかけ」が、婚家側の企みの可能性だけでなく、平右衛門側の意図をも含んでいることを指摘した。また、書簡の書き手に平九郎が据えられていることから、本章段の書簡を通して示されているのは、推測に過ぎない婚家の内証ではなく、むしろ平右衛門家の「見せかけ」と実際の内証との落差であったと結論付けた。なおこのような読解方法は、『万の文反古』という作品が、書簡体であるからこそ成立するものである。もし平九郎の語り（つまり書簡部分）が、そのまま地の文として語られていたとすれば、本稿のような解釈は深読みという誇りを免れないであろう。しかし、書簡体という形式を取ることで、その語りは作中人物のものとなり、読者によって相対化される余地を生む。そしてその効果は、書簡の書き手とは距離を置いたところにある評文という存在によって、大いに助長されることになるのである。

書簡体および評文は、冒頭にも触れたとおり、『万の文反古』という作品の明確な特徴である。となれば、この読解方法も、巻二の一だけでなく全章段において有効なはずである。さらにいえば、本稿のような読解姿勢は、『万の文反古』序文において既に述べられていた、書簡の読み方そのものであるともいえよう。

見苦しきは今の世間の状文^{じやうぶん}なれば、心を付けて捨つべき事ぞ

かし。かならずその身の恥^{はぢ}を、人に二度見^{ふたたび}さがされけるひとりなり。(中略)をかしき噂^{うはさ}、かなしき沙汰^{さた}、あるいは嬉^{うれ}しきはじめ、栄花^{えいけ}終り、ながくと読みつづけ行^{おほえ}くに、大江の橋^{はし}のむかし、人の心も見えわたりてこれ。

「今の世間の状文^{じやうぶん}」は、「見苦しき」ものである。そして、人は他人の書簡を前にしたとき、ただ漫然と読み流すのではなく、その書簡から「恥^{はぢ}」を「見さが」してしまうものである。序文において標榜される、このような書簡に対する価値観は、『万の文反古』という作品の根底に響き続^なけていた。本作を前にした読者は、書簡の書き手までもを、あえて突き放して読むという姿勢を要請されていたのである。そのような態度で臨むことではじめて、この作品に描かれる「人の心」のありようが、鮮明に立ち現れてくることになるのではなからうか。

注

- (1) 『万の文反古』本文の引用は、すべて『新編日本古典文学全集68 井原西鶴集③』(一九九六年、小学館)により、適宜傍線を付した。以下、他作品を含め、引用文の傍線等は全て稿者による。
- (2) 谷脇理史「万の文反古」の二系列―二つの草稿の存在とその成立時期について―(『国文学研究(早稲田大学)』第二十九集、一九六四年三月) および、「万の文反古」における書簡体の意味(『国文学研究(早稲田大学)』第三十九集、一九六九年三月)。
- (3) 紙幅の都合上、主要な論考のみを挙げる。なお、本項目については、AB系列論が論じられてきた過程を把握しやすいよう、後に単行本に収録された論考についても、すべて初出時の情報を掲載す

- る。檜谷昭彦「『萬の文反古』の成立」（『藝文研究』（慶應義塾大学）第二十七号、一九六九年三月）、信多純一「『萬の文反古』切継考」（野間光辰編『西鶴論叢』一九七五年、中央公論社）、岡田勝「『萬の文反古』（一九七六年、桜楓社）解説、岩田秀行「『萬の文反古』第二章断」（『近世文学研究と評論』第十四号、一九七八年六月）、高橋柳二「『萬の文反古』の成立経緯について―柱刻の問題を中心にして」（『近世文藝』第三十号、一九七九年三月）、吉江久弥「西鶴の書簡体小説への関心と『萬の文反古』（『人文学論集』（佛教大学）第十七号、一九八三年十二月）、矢野公和「『萬の文反古』成立時期についての一試論」（『共立女子短期大学（文科）紀要』第三十一号、一九八八年二月）、広嶋進「『萬の文反古』における『書付』の趣向―A系列の検討」（『古典研究』第十六号、一九八九年七月）、広嶋進「大江橋架橋と『萬の文反古』―序文・B系列の成立時期の検討」（『ノートルダム清心女子大学紀要』国語・国文学編』第十四卷第一号、一九九〇年三月）。
- (4) 杉本好伸「『萬の文反古』試論―読みの可能性を求めて―」（『国語国文論集』（安田女子大学）第二十一号、一九九一年三月）。
- (5) 注4論文において杉本氏も断つておられるように、各章段の読みの問題を取り扱った論も多くある。
- (6) 有働裕「『萬の文反古』試論―書簡体小説における書き手の位置―」（『学芸国語国文学』（東京学芸大学）第十九号、一九八四年三月）。
- (7) 広嶋進「西鶴探究 町人物の世界」（二〇〇四年、ぺりかん社）二五八―二五九頁。
- (8) 注4杉本論文。
- (9) 中嶋隆「西鶴に学ぶ―貧者の教訓・富者の知恵」（二〇〇二年、創元社）、一八三―一八四頁。
- (10) 注9中嶋著書、一八三頁。
- (11) 『新編西鶴全集 第一巻・本文篇』（二〇〇〇年、勉誠出版）による。
- (12) 『新編日本古典文学全集66 井原西鶴集①』（一九九六年、小学館）による。
- (13) 『新編日本古典文学全集65 浮世草子集』（二〇〇〇年、小学館）による。
- (14) 例えば、『日本永代蔵』（貞享五（一六八八）年）巻五の四「朝の塩籠夕の油桶」に、「金の有徳人」のことばとして、「（前略）銘々家業を外になして、諸芸ふかく好める事なかれ」とある。（『日本永代蔵』の引用は、すべて『新編日本古典文学全集68 井原西鶴集③』（一九九六年、小学館）による。）
- (15) 例えば、寒河正親『子孫鑑』中「長者二代なき事」（寛文七（一六六七）年）に、「世中ををいやしくまづしくして、かせぎ出して、手前大ぶんによく成たる人の末は、大かた末々不かつてなる事あるべし。これも皆其おやむかしを忘れ、子共をすいさんにそだて、我ま、にをごらせ、諸芸かたぐにたかぶらせ、末をかんがみざる、おやのむふんべつか」とある。（引用は『日本思想大系59 近世町人思想』（一九七五年、岩波書店）による。）
- (16) 当時の町人と遊芸の関係性に関しては、守屋毅「元禄文化―遊芸・悪所・芝居」（講談社学術文庫二〇三四、二〇一一年、講談社）を参照した。
- (17) 『都鄙問答』本文の引用は、すべて『日本古典文学大系97 近世思想家文集』（一九六六年、岩波書店）による。
- (18) 『商人平生記』本文の引用は、すべて『近世町人思想集成』第四巻（二〇一〇年、クレス出版）収録の影印を稿者が翻刻したものに よる。なお翻刻の際、漢字は新字体に統一し、適宜句点を施した。
- (19) 『おんなながみ』本文の引用は、『往來物大系』第八十三巻（一九九四年、大空社）収録の影印を稿者が翻刻したものである。本書は、『江戸前期の代表的な女訓書で、江戸中期まで何度も板行された』

ものであり、「板種」の大半が江戸前期刊本で、慶安三年板を初刊として、慶安五年板、承応元年（一六五二）板、万治二年（一六五九）板、寛文一〇年（一六七〇）板、延宝三年（一六七五）板、延宝六年板、元禄五年（一六九二）板、江戸前期板（松会板・本問屋板・山本板）のほか、長谷川光信の挿絵を入れた明和四年（一七六七）刊『当用娯方』女鏡秘伝書改訂』等の諸本がある」とされる以上、「往來物解題辞典」解題編（二〇〇一年、大空社）「をむなか、見」項（執筆・小泉吉永）を参照。

(20) 「世間胸算用」本文の引用は、すべて『新編日本古典文学全集68 井原西鶴集③』（一九九六年、小学館）による。

(21) 『大阪市史（復刻版）』第三（一九七九年、清文堂出版）四五〜四七頁に収録の触書、「町人女房敷銀の事」（承応三（一六五四）年二月二十一日・大坂）に、「一 女房離別の者、敷銀并女の衣類道具等無異儀戻之、令難澁者可爲非分事」との記述がある。

(22) 注21の触書に、「一 母相果、跡、男子は無之、女子在之者、敷銀衣類等舅の構有へからざる事」と記述あり。

(23) 注21の触書に、「一 母相果、女子無之、男有之時は、母の衣類舅の方へ返し、敷銀を其子可進退事」とある。

(24) 例えば、『新編日本古典文学全集』の本章段頭注に、以下のような指摘がある。

嫁入り行列を見せかけは派手に仕立てて、内証の苦しさを世間の人に見ぬかれまいとすることが行われたことは、たとえば『世間胸算用』巻二の一にも書かれている。が、子供の結婚さえ商売に利用する町人社会の現実を暴いて見せた作品といえよう。

(25) 評文の役割については、注6有働論文に有益な示唆が多く、稿者の拠るところも大きい。

(26) 谷脇理史『近世文学研究叢書1 西鶴 研究と批評』（一九九五

年、若草書房）三〇一頁。

(27) 注4杉本論文。

(28) 平九郎が、「人はしらぬ事」、「誰が吟味するものなく候」として、寺のあたり物や母親の衣類を代用しよう提案していることにも注目したい。これらの提案は金を掛けずみたくれを調えるための発言である。書簡内において、平右衛門の分不相応の「見せかけ」行為を批難している平九郎自身も、結局のところ「見せかけ」のはやる世間に収斂されてしまう存在であるともいえよう。とすれば、平九郎もまた、「見せかけのはやる」世間の対象内にあると考えられる。

(29) 同様の視点から『万の文反古』各章を論じたものに次の論考がある。注6有働論文、南陽子「『万の文反古』B系列の矛盾と笑い―『書簡体小説』の趣向と効果について―」（『近世文藝』第九十四号、二〇一一年七月）、拙稿「『万の文反古』二膳居る旅の面影」試論（『上方文藝研究』第十三号（二〇一六年六月）、拙稿「『万の文反古』代筆は浮世の闇」考」（『上方文藝研究』第十四号（二〇一七年六月））。なお、以上二篇の拙稿を記述した際と現在とでは、評文の捉え方について若干の相違があるが、論の視点としては同様であるため、参考のために記しておく。

【付記】

本稿は、平成二十九年近世文学会春季大会（於東京女子大学）における口頭発表に基づいたものです。質疑応答時および発表後等にご質問、ご教示を賜りました先生方に御礼申し上げます。

（おかべ・ゆか／本学大学院博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員）